

令和7年度ふくしま観光商談会事業 モニターツアー催行業務委託仕様書

1 業務名称

この業務は、令和7年度ふくしま観光商談会事業 モニターツアー催行業務と称する。

2 概要

主に首都圏の旅行会社向けに、地域団体等による観光素材の説明会、商品造成のための商談会、招待者との交流会をセットとした観光商談会（以下「ふくしま観光商談会」という）に参加した旅行会社等を対象としたモニターツアーを実施することによって、本県来訪に向けた多くの旅行商品造成へつなげ、本県への誘客促進を図る。

3 主な業務内容

- ・ふくしま観光商談会と連動させた内容で、首都圏発着の1泊2日でのモニターツアーを合計3回、各10名程度で実施すること。
※10名は募集想定人数であり、プロポーザルの段階においては事業スケジュールを踏まえて、実施可能な範囲で回数を含め増加させることも可能とする。
- ・モニターツアー3回のうち少なくとも1回は夏季に浜通り地域で実施することとし、昨年度実施した、ふくしま観光商談会の内容（発酵ツーリズムやブルーツーリズム等）を取り入れ、本県ならではの夏季の魅力が十分に伝わる内容とすること。
- ・少なくとも1回のモニターツアーについては、令和7年11月に開催予定のふくしま観光商談会実施後に行うこととし、発酵ツーリズムやエクストリームツーリズムを取り入れ、本県観光の魅力が参加者に十分に伝わる内容とすること。
- ・モニターツアーの実施にあたっては、各回ともに、県内観光事業者との商談会の場を設けること。
- ・実際の行程は、県と協議のうえ決定する。プロポーザルの段階では、企画提案者が適切と考える行程をそれぞれ提案することとする。
- ・ツアーに係る企画、調整、交通、宿泊、食事、施設見学、観光コンテンツ等の全行程における手配・調整等、一切の事務連絡業務を行い、全て本事業費より捻出すること。
なお、ツアー参加料の徴収は可とするが、参加者の負担感が増し参加が避けられることのないよう留意の上で料金設定をすること。
- ・ツアー中に事故へ対応するための国内旅行傷害保険への加入等、万全な安全対策を講じること。また、事故や自然災害などの緊急事態が発生した場合に備えた危機管理体制、対応方法等の策定すること。
- ・モニターツアー参加の旅行会社に対し、ツアー終了後の意向調査等を行い、旅行商品造成数3件以上を目標とすること。
- ・モニターツアー終了後は、参加者に対するアンケートを実施すること。
- ・実施にあたっては旅行業法を遵守すること。

4 契約期間

契約締結の日から令和8年3月13日

5 事業報告

受注者は、本事業において作成した事業報告書及び参考資料等の成果品を提出すること。

提出期限 令和8年3月13日

事業報告書の提出部数は紙媒体3部、電子媒体1部とする。

6 提出書類

- (1) 契約締結後に速やかに提出するもの
 - ・着手届（様式第1号）
 - ・統括責任者通知書（様式第2号）
 - ・実施工程表
- (2) 業務完了後に速やかに提出するもの
 - ・完了届（様式第3号）
 - ・収支報告書
 - ・成果品（7 成果品の提出による）

7 成果品の提出

- (1) 記録写真データ
- (2) 業務実施報告書（様式は任意）
- (3) その他、成果品として必要と認められるもので委託者が指示するもの

8 業務の進め方

- (1) 受注者は業務着手に先立ち、県担当者と協議・調整の上、業務工程表を提出すること。
- (2) 円滑な進捗を図るため、受託者は随時県と協議をしながら作業を進めること。

9 統括責任者

受託者は、本業務に当たって十分な経験を有する者を統括責任者として定めなければならない。

10 留意点

(1) 著作権

製作物の著作権及び所有権は、正当な手続きにより使用又は借用した第三者のものを除き、当県に帰属するものとする。制作物において二次使用が認められないコンテンツがある場合には、その内容等を委託者に明示すること。

(2) 第三者の権利侵害

本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら委託者の責めに帰す場合を除き、受託者の責任、負担において一切を処理することとする。この場合、委託者は係る紛争等の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講じるものとする。

(3) 情報の保護（守秘義務）

本業務の遂行にあたり、受託者は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意することとする。

(4) 再委託の制限

受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、あらかじめ委託者の承認を受けた場合は、業務の一部を委託できるものとする。

(5) 疑義に関する協議等

本仕様書において明示なき事項は、関係諸法令及び福島県財務規則によるものとするが、疑義が生じた場合は、その都度、委託者と協議するものとする。その他、本仕様書に記載のない細部については、県担当者と協議のうえ、その指示に従うものとする。